

# 金沢市における危険ブロック塀の 除却に関する補助制度

～ブロック塀等の倒壊による被害を出さないために～



補助内容を  
拡充しました

(平成30年9月18日改正)

## 補助の対象となるブロック塀

生徒、児童、幼児、一般の方が通行する道路沿いに設置されたブロック塀等

- ・道路とは・・・建築基準法第42条第1項に規定する道路及びこれに準ずるもの
- ・ブロック塀等とは・・・コンクリートブロック造、その他の組積造の塀又は門柱

## 補助金額の算定

### ①道路に面するブロック塀等

$$\text{補助金額} = 3,500\text{円}/\text{m}^2 \times \text{除却するブロック塀等の面積}(\text{m}^2)$$

(限度額 10万円)

### ②通学路※に面するブロック塀等(平成30年9月18日改正)

$$\text{補助金額} = 7,000\text{円}/\text{m}^2 \times \text{除却するブロック塀等の面積}(\text{m}^2)$$

(限度額 20万円)

※通学路とは・・・小・中学校(特別支援学校の小・中学部を含む。)、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所の敷地から1キロメートル以内の区域に存する道路の区間及び児童が通学のために通常使用する経路として小学校の長が定める道路

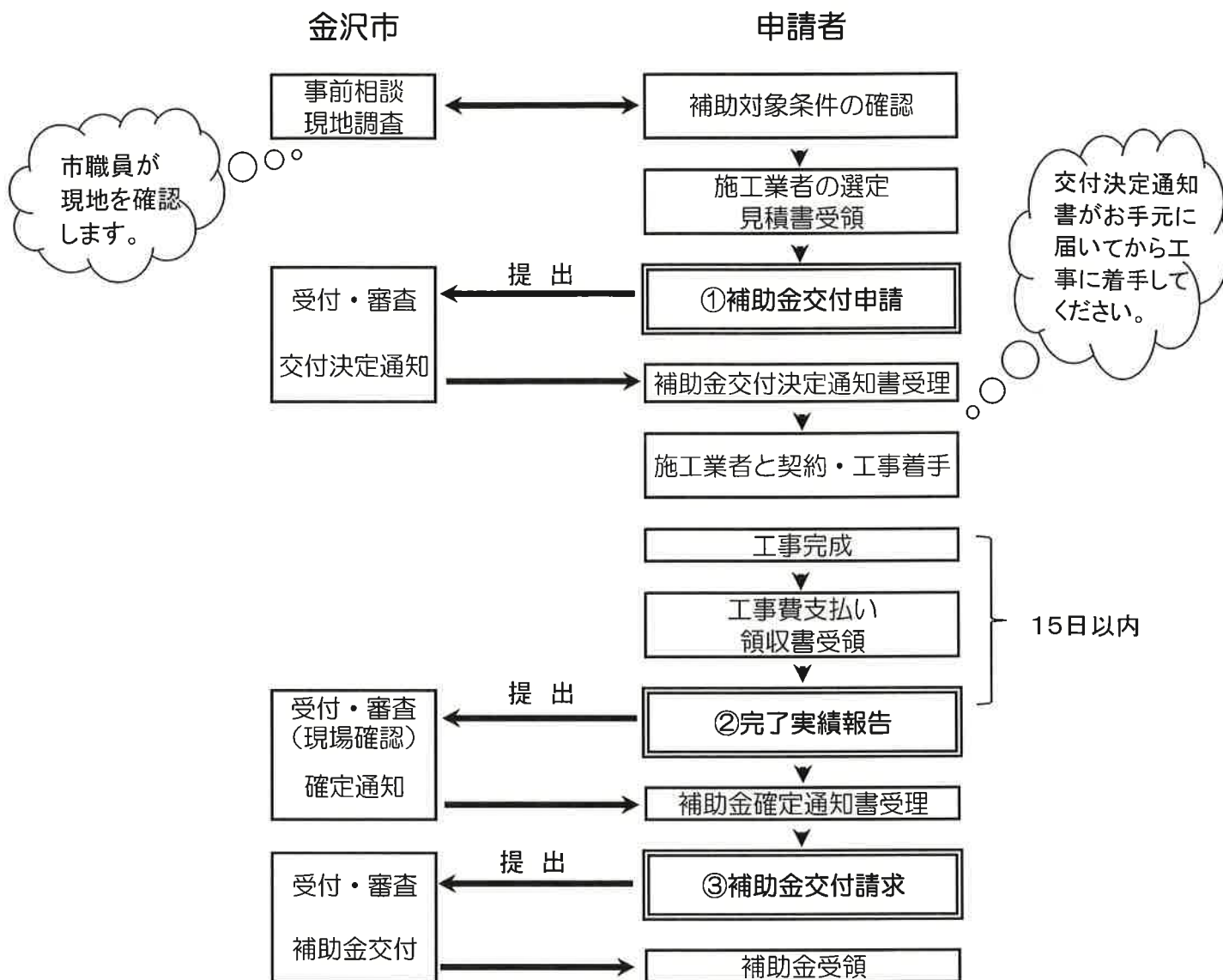
### 【お問い合わせ先】

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号(金沢市庁舎 3階)

金沢市 建築指導課 指導担当 TEL (076)220-2326 Fax (076)220-2134

<http://www4.city.kanazawa.jp/29013/kenchiku/index.html>

## 補助申請手続きの流れ



提出書類一覧		
①補助金交付申請	②完了実績報告	③補助金交付請求
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆補助金交付申請書</li> <li>◆補助事業の内容及び経費の配分</li> <li>◆工事計画書</li> <li>◆見積書の写し</li> <li>◆市納税状況調査同意書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆補助事業実績報告書</li> <li>◆補助事業の内容及び経費の配分</li> <li>◆工事完成写真</li> <li>◆請求書の写し</li> <li>◆領収書の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆補助金交付請求書</li> </ul>

## 注意事項

以下の場合には補助金の交付を受けることができません。ご注意ください。

- ◎補助金交付決定通知書が届く前に工事に着手、または工事が完了した場合
- ◎建物の解体に伴ってブロック塀を除却する場合
- ◎ブロック塀を除却後、再度ブロック塀を設置する場合
- ◎過去にブロック塀除却に関する補助金の交付を受けた場合